

令和5年5月近江八幡市教育委員会定例会(要旨)

1. 開催日時 令和5年5月26日(金) 午前10時30分～11時30分

2. 開催場所 水道事業所3階A・B会議室

3. 出席委員

| | |
|----------|--------|
| 教育長 | 大喜多 悦子 |
| 教育長職務代理者 | 久家 昌代 |
| 委員 | 安倍 映子 |
| 委員 | 西田 佳成 |
| 委員 | 大更 秀尚 |

欠席委員

4. 事務局出席者

| | |
|--------------|-------|
| 教育部長 | 田村 裕一 |
| 教育総務課長 | 岡村 祥子 |
| 教育部次長兼学校教育課長 | 森 茂次 |
| 教育部次長兼生涯学習課長 | 富江 康子 |
| 近江八幡市立図書館長 | 奥村 恭代 |
| 学校給食センター長 | 森村 肇 |
| 教育部次長兼スポーツ課長 | 太田 明文 |
| 国スポ・障スポ推進課長 | 伊崎 裕二 |
| 子ども健康部幼児課長 | 畑 明宏 |
| 教育総務課長補佐 | 夜野 友昭 |
| 教育総務課副主幹 | 田村 俊幸 |

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議 案】

- 議第15号 令和5年度教育費に関する6月補正予算の要求について
- 議第16号 近江八幡市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第17号 近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議第18号 近江八幡市教育委員会における後援等名義の使用承諾基準及び賞状等交付取扱要領の制定について

【報告事項】

- (仮称)にこまる体操制作の進捗について
- 滋賀県教科用図書第3採択地区協議会について

7. 議事の経過

(1) 開 会 (日程確認)

- ・教育長が5月定例会の開会を宣言
- ・出席委員定数の確認
- ・非公開の確認 (議第15号、議第24号)
- ・日程について **承認**

(2) 前回の会議録の承認

令和5年4月定例会の会議録 **承認**

(3) 教育長挨拶および報告

4月27日と28日に近畿都市教育長協議会が大阪府泉佐野市であり、出席した。その中で、愛情により子どもの社会性を獲得していくことが大事であるとの話があった。そして現場では、10代や30代後半の望まない妊娠やリスクの高い高齢出産、ここに色々な問題があるとも言われていた。最後に言われていたのは、分娩は育児の第一歩であるということ。教育との関連をそこで感じているので、出産と育児、教育に力を入れていきたいという話をされた。今は、子どもたちが育ちにくいというような状況があるので、集団の中で育児を担う方との関係は、これまで祖父母が大きな役割を果たしてこられたが、その代わりになる方というのが非常に大事であると考えている。今、ちょうど人事訪問をしている。残り4校となった。

5月10日に県教育長と面談をした。特にメンタルで休む教員も増えてきているので、その対応やサポートについて国や県にも仕組みや対応を考えてもらいたいという話をした。県教育長の話では、学校で定数が決まっているが、そこに余裕がないので改善するように要望していくということであった。

5月18日と19日に全国都市教育長協議会があり、北海道の帯広に行ってきた。全国で805の市があるが、その教育長が集まるというもので424市の教育長が参加した。県内では6市の教育長が参加された。行政説明ということで文部科学省から課長が出席され、様々な説明をされた。その中の1つで、調査研究部会で教員を確保するために考えておられる内容は、教員の働き方改革がよく言われているが、働き方改革と処遇と定数の改善の3点で進めていく予定であるという話であった。月の残業時間は8時間を基に、教職調整額で基本給に4%が付加されているが、それが現在では時代錯誤であるという話がある。そこを変えていくことや学級担任を任せられる方とそうでない方がおられ、不公平感があるのではないかという議論も出ているので、諸手当でやっていくという方向も考えているということであった。他の教育長との話の中で印象に残ったのが、宮崎県西都市で人口は2万8千人程度、令和17年くらいになると2万人程度減少するという自治体で、西都市の中学校は6つあり、それを令和8年度から5校を1校にまとめて、残りの1校を小規模特認校にしていくということであった。人数的に言うとそのようにしないと全校で50人や80人の学校になってしまう。近江八幡市でも今後どのようにしていくのか議論していく必要があるのではないかと考えている。

(4) 議事

◆議第15号 令和5年度教育費に関する6月補正予算の要求について（非公開）

【採 決】

議第15号 令和5年度教育費に関する6月補正予算の要求について（非公開）
可決

◆議第16号 近江八幡市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【事務局説明…学校給食センター】

提案内容

学校給食費徴収額の改正に関する事務を迅速に行うため、所要の改正を行うもの。今回条例と併せて施行規則の改正も行う。改正の理由としては、物資の価格が約1割増加することが見込まれ、現在の給食費では賄えない状況となっている。学校給食法では食材費は保護者が負担するものと規定されており、今回の給食費の改定については1割程度の増額を考えている。ただし、児童、生

徒、園児の給食費についてはそのまま、それ以外の教職員等は2学期以降は改定額で徴収する予定。その額について、これまで条例で定めていたが、施行規則で定めるよう改正する。県内他市においても条例で給食費を定めるところは無く、規則や要綱等で定めている。今後物価の変動があった場合に速やかに対応することができるようにするため、規則で定めるもの。施行規則の付則に特例措置として、児童、生徒、園児の給食費は2学期以降も変更しないことを定めている。

【質 疑】

○教育長

物価上昇分の児童、生徒、園児の給食費の差額は何で賄うのか。

○給食センター

今年度は国からの交付金と一般財源で賄う。

○安倍委員

児童、生徒、園児の給食費は変わらないが、保護者に知らせるのか。

○給食センター

学校給食法では保護者が負担するということになっているので、上昇分は公費で賄うということを知らせる。教職員等には負担してもらいが、子育て支援で保護者の経済的負担の軽減を図るという観点から保護者には負担を求めない。

○教育長

給食費を条例で定めていると迅速な対応ができないため、規則で定める。

○給食センター

資材費は給食費と比例するので、上がった場合も下がった場合も規則であれば迅速に対応することができる。

○安倍委員

給食の質は下げないということで良いか。質も給食費も変えないということか。

○給食センター

はい。給食費の差分は公費で賄うということになる。

【採 決】

議第16号 近江八幡市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

承認

◆議第17号 近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

【事務局説明…教育総務課】

提案内容

土田町の新たな開発に伴い、自治会の関係も踏まえた上で八幡小学校区に該当する土田町の一部を桐原東小学校の通学区域とするもの。令和元年度に土地開発許可申請の際に協議された結果、土地は土田町地番であるが加入自治会は白鳥町自治会とし、学校も自治会との関係から桐原東小学校を希望されていた経緯がある。令和2年1月定例会の際に土田町1340番地から1345番地を桐原東小学校区とする規則改正を行っている。今後、その周辺地域で開発が行われた際には白鳥町自治会に加入するという事で土田町自治会の合意を得ていることから、本議案も同様のケースとして手続きを行うもの。

【質 疑】

○教育長

関係する自治会は白鳥町と土田町か。

○教育総務課

はい。

○安倍委員

住宅開発によって、受け入れる側（学校）で年度途中であればクラス編成などで混乱することはないか。以前に金田学区でマンション建設があったときに同様の事案があった。都市計画と学校とではいつ頃に周知があつて、協議されるのか。

○教育総務課

開発の案件が出てきた時点でまちづくり協働課を通じて学校教育課や教育総務課など関係課に回ってくるので、その時点で協議をすることとなっている。

○大更委員

開発が決まった時点で、その子どもたちはどの学校に通学するのかわかるのか。

○学校教育課

開発する際に会社からどこの小学校区なのか問い合わせがあり、そこで確認し、教育総務課と協議し、回答している。

○安倍委員

マンション開発があつた際は、幼児が何人等、事前に連絡をいただいて、混乱していた。今回は何件の開発なのかわからないが、意外に若年層が入ってこられるということを聞くと、就学前や小学校低学年辺りがたくさん入ってくると、桐原東小学校であれば混乱はないのか。

○学校教育課

通常学級というよりも特別支援学級だと定数が8人で既に満杯であれば、特別支援学級に入れられないというような状況は過去にも何度かあつた。

通常学級では急に入ってこられても、スタートして5月1日以降であれば何人増えようが問題はない。

【採 決】

議第17号 近江八幡市立幼稚園、小学校及び中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則の制定について

可決

◆議第18号 近江八幡市教育委員会における後援等名義の使用承諾基準及び賞状等交付取扱要領の制定について

【事務局説明…教育総務課】

提案内容

申請される団体に対し、手続きの方法、使用承諾基準及び賞状交付基準を明確にし、告示する必要があることから、制定するもの。

【質 疑】

○安倍委員

お金が発生する場合については承諾するのか、額は書いていないが営利目的としなくてもお金が発生しても許可はするというので良いか。

○教育総務課

営利目的かどうかを判断するために収支予算書の提出を求めている。

○安倍委員

お金を持って行かないと入れないということが発生すると、なぜこのような事業を教育委員会が許可したのかということとを以前に言われた方がいた。それに対してこれまでトラブル等は無かったということで捉えさせてもらえばよい。また、配布については校園長によるとされているが、この園で渡して、ここでは渡さないというように学校園でばらつきなく取り扱いが統一できるように、校園長会で決定されているのか。以前にトラブルがあったのでその部分に対する配慮はどのように考えておられるのか。

○教育総務課

営利を目的としない事業について、これまでトラブルはない。チラシの配布についても一部のところに配布し、一部には配布しないということはないと考えている。学校教育課とも相談させていただき、対応させていただいている。

○安倍委員

学校園には同じように配布されていると思うが、その先の保護者への配布について、この学校では配布し、一方では配布しないということがあった。教育委員会の方向性はどのように示されているのか。校園長に配布についてのバトンを渡しすぎると保護者が戸惑われるのではないか。

○学校教育課

教育委員会を通じて配布するチラシと直接学校にチラシが渡される場合など色々あるが、直接学校に渡されているチラシについては、それこそ校舎長の判断で子ども一人ひとりに配布している学校もあれば全く配布しない学校、置いておくだけの学校もある。

○大更委員

市教育委員会の後援があれば配布、県教育委員会のみ後援の場合はご自由にお取りくださいという場合もあった。

○安倍委員

そのような申し合わせが校舎長会であったのか。

○生涯学習課

悩むものについては校舎長同士で連絡を取り合っただけ判断しているものもあった。市教育委員会の後援がある場合は配布しようという申し合わせはあった。

○安倍委員

その辺りの線引きはしっかりしておく必要があると思う。根拠があっただけ渡したのか渡さなかったのか。曖昧さが信頼を失うこともあるので、申し合わせ事項で良いので伝えていただいた方が良く思う。

○大更委員

本来であれば校舎長会で話すべきで、されていると思う。

○生涯学習課

申し合わせ程度ではあると思う。

○大更委員

そうすると市教育委員会の後援の有無が非常に大きい。有無で対応が変わってくる。

○教育長

校舎長会で連絡を取り合ってもらおうように願う。

【採 決】

議第18号 近江八幡市教育委員会における後援等名義の使用承諾基準及び賞状等交付取扱要領の制定について

可決

●報告事項

◎（仮称）にこまる体操制作の進捗について

【事務局報告…教育総務課】

令和5年度の事業で教育行政基本方針の施策7「基本的生活習慣の啓発」にもある「にこまる体操」の制作について、「早寝、早起き、あそび、し、ど、う」運動の更なる推進や国スポ・障スポの機運を高めるために実施を検討している。現在の進捗状況は、びわこ成蹊大学との協議を始め、協議結果に基づき制作委

託契約の手続きに入っている。周知方法の検討について、大学で制作していただける体操のDVD等について検討している。スケジュールとしては、今後6月中旬に大学との委託契約締結を目指し、協議している。10月中には体操を完成させ、11月以降周知媒体の作成、3月にお披露目会をできればと考えている。

【意見】

○安倍委員

びわこ成蹊スポーツ大学がすべて作られるのか。こちらから誰かが参画されるのか。

○教育総務課

大学に曲、詩、体操と一括でお願いしている。大学で作成していただいたものをもとに、庁内のスポーツ課や国スポ・障スポ推進課をはじめとした関係課やまちづくり協議会などの関係団体との協議を予定している。それぞれに意見を聞ければと考えている。

○安倍委員

市のオリジナルということと、本市の運動にかかわる大事なものなので、小さい子どもからお年寄りまで、障がいのある方や病気の方も参加できるような内容で制作していただければと思う。国スポ・障スポに値するものになれば良いと思う。

○教育長

良いものが作れるようにしたい。

◎滋賀県教科用図書第3採択地区協議会について

【事務局報告…学校教育課】

5月24日に第1回第3採択地区協議会を開催させていただいた。これから調査研究部長がそれぞれの観点に基づいて良いものを選んでいく作業に入っていく。8月17日に第2回第3採択地区協議会で第3採択地区としての候補となる教科書の選定、8月23日に各市町教育委員会で採択という流れ。他市では8月23日は昼から教育委員会を開催される。そこで採択されたものについては、8月中は非公開で9月1日以降に公開される。平成31（令和元）年・令和2年に現在使用している教科書が採択された。今回は来年・再来年から使用する教科書を採択していくことになる。現在使用している一般図書のうち、小学校、中学校それぞれ2種類程度が来年度供給できないということを確認している。その一般図書も含めて考えていくことになる。

【質疑】

○教育長

昨年度も一般図書で困ったことになったので複数選定しておく等対応をお願い

いする。種目ごとに採択していただくのでかなりの時間を要することになる。調査研究部長は校長・教頭、部員が2名の教諭、計3名で調査研究をしていただいている。選定の日には調査研究部長が報告される。

8. その他

○教育総務課

次回定例会 6月19日(月)、9時から事前協議、文化会館2階会議室2で
開催

9. 閉会

教育長が5月定例会の閉会を宣言